

無利息型普通預金（決済用預金）

令和 5 年 7 月 3 日現在

項 目	内 容
商品名	無利息型普通預金（決済用預金）
ご利用いただける方	・法人、個人等の方 ・反社会的勢力に該当しない方
お預入金額	1 円以上（1 円単位）
お預入期間	期間の定めはありません。
お預入方法	随時お預入れできます。 現金、小切手その他の証券類、他口座からの振替、振込でのお預入れができます。 ただし、証券類でのお預入れの場合は、その証券類の決済日がお預入日となります。
払戻方法	随時払戻しできます。
お利息	お利息はつきません。
税金	税金はかかりません。
付加できる特約事項	・個人で成人の方は「総合口座」として、最高 2 0 0 万円（ただし、お預入定期預金の 9 0 % 以内）まで当座貸越による自動融資がご利用いただけます。 普通預金残高が不足した場合のみ、自動的に当座貸越が発生し、当座貸越が発生中に普通預金へ入金があった場合は、自動的に当座貸越元金に充当されます。 貸越利率は担保定期預金の約定利率に年率 0 . 5 % を上乗せした利率となります。 担保定期預金が複数ある場合は、利率の低い順序となり、同じ利率のものがある場合は、お預入日（自動継続の場合は、その継続日）の早い順序にしたがって適用されます。 貸越利率は付利単位を 1 0 0 円とし、毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日に、1 年を 3 6 5 日として日割り計算のうえ普通預金から引落し、または貸越元金に組入れます。 「総合口座」のお取引は、1 人 1 口座に限定させていただきます。 （総合口座としてご利用の場合は、「総合口座規定」によります。） ・公共料金等、各種料金などの自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取がご利用できます。ご利用にあたってはお手続きが必要となります。 ・インターネットバンキングによる資金移動がご利用できます。
譲渡、質入れ	譲渡、質入れすることはできません。 ただし、当金庫がやむを得ないと認めて質入れを承認する場合は、「質権設定承諾事務取扱規程」に基づいてのお取扱いとなります。
手数料	キャッシュカードによるお取引にあたっては、ご利用時間・お取引内容に応じて A T M ・ C D ご利用手数料がかかる場合があります。詳しくは A T M コーナーに掲示の「A T M ご利用時間・手数料一覧表」をご覧ください。 再発行手数料 通帳・キャッシュカード 1 , 1 0 0 円
お申込み方法	新規お申込みの場合は「普通預金（総合口座）新約申込書」と「無利息型普通預金・取扱依頼書 [新規・変更]」をご提出いただきます。 現在、ご利用中の普通預金（または総合口座）から切替することが可能です。 切替の場合はお取引店に切替されるお通帳とお届け印をお持ちいただき、「無利息型普通預金・取扱依頼書 [新規・変更]」をご記入、ご捺印のうえ、お通帳とあわせてご提出いただきます。 切替の場合は口座番号の変更はありません。またご利用中の公共料金等のお支払いや給与・年金等の自動受取り等の各種サービスはそのままご利用いただけます。 切替前の普通預金のお利息は切替時に普通預金にご入金の上、無利息型普通預金（決済用預金）に切替いたします。なお総合口座契約でのお借入れがある場合、切替時には貸越利息の清算はいたしません。

無利息型普通預金（決済用預金）

商品概要説明書

項 目	内 容
苦情処理措置・ 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（9時～17時、電話：0120-600-181）にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・この預金は、取引開始時にお渡しする「普通預金、総合口座取引規定」によりお取扱いいたします。 ・当金庫所定のお手続を行っていただくことで、ご利用中の「普通預金」を「無利息型普通預金」に切替えてお使いいただけます。 また、無利息型普通預金（決済用預金）（総合口座扱いも含む）から普通預金（または総合口座）への切替も可能です。 切替時には、「無利息型普通預金・取扱依頼書〔新規・変更〕」に印紙の貼付が必要です。 ・預金保険制度により全額保護されます。

無利息型普通預金（決済用預金）